

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊生企第821号

平成30年8月31日

登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築に係る留意事項について（通達）

見出しの件については、「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定。以下「プラン」という。）により、各地域で構築することとされている。

プランを受け、本県では「通学路等における子供の安全確保のための対策の推進について」（平成30年8月1日付け熊生企第701号）により、「地域の連携の場」への参画等について必要な指示がなされたところであるが、新たに警察庁から、別添「登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築に係る留意事項について（通達）」（平成30年8月10日付け警察庁丁生企発第546号。以下「警察庁通達」という。）が通達された。

「警察庁通達」に基づき、警察本部において、熊本県教育委員会及び熊本市教育委員会と個別に協議した結果、「地域の連携の場」の構築単位及び運営主体については、下記のとおりとするので、各警察署においては、「地域の連携の場」の確実な構築に向け適切な措置を講じられたい。

記

1 「地域の連携の場」の構築単位及び運営主体

(1) 熊本市内

熊本市内の小学校等には、学校ごとに小学校評議員会（以下「評議員会」という。）が設置されており、評議員会を活用し、各学校単位で、各学校がその運営に関する事務を行う方向で熊本市教育委員会と警察本部が調整中である。

よって、熊本市立の小学校等を管轄する警察署にあつては、評議員会から個別の相談等がある場合は、積極的に対応するとともに、防犯ボランティア団体等関係機関・団体に対する評議員会への参画等について積極的に協力すること。

(2) 熊本市以外の地域

熊本県教育委員会と協議した結果、熊本市以外の各市町村教育委員会は、地域の実情に応じた取組を行っているため、「地域の連携の場」の構築については、各市町村教育委員会に委ねることとなった。

よって、熊本市以外の地域を管轄する警察署にあつては、各市町村教育委員会と調整し、地域の実情に応じて、既存の協議の場の活用あるいは新たに協議の場を構築するなどして、「地域の連携の場」を構築すること。

なお、熊本市内と同様、関係機関・団体等が「地域の連携の場」に参画するよ

う各市町村教育委員会と協力して働きかけること。

2 「地域の連携の場」における助言等について

警察署は、構築された「地域の連携の場」において、子供の犯罪被害及びその前兆事案に関する発生状況や関係機関・団体等が防犯対策を講じる上で参考となる具体的情報等について積極的に助言等を行い、各地域において通学路等における子供の安全確保に係る実効ある対策が形成されるように努めること。

3 報告

熊本市以外の地域を管轄する各警察署は、平成30年9月20日（木）までに、管轄区域の全ての地域において「地域の連携の場」を構築し、別記様式「『地域の連携の場』の構築状況等調査表」に記載の上、同年9月25日（火）までに犯罪抑止・繁華街対策係宛てメールにより報告すること。

また、構築した「地域の連携の場」において、登下校時における防犯対策について意見交換・調整等を行った状況があれば、併せて報告すること（熊本市を管轄する警察署を含む。）。

※ 警察庁通達「登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築に係る留意事項について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。

※ 別記様式（略）